



地域リハビリテーション〈その4〉

地域リハビリテーションを考える

大阪府身体障害者更生相談所
所長 澤田 啓祐

□、市町村の広がり

在宅の障害者に直接サービス活動を行うもので、本人、家庭へ、そして地域の資源作りと障壁の除去活動があります。

本人への援護

①保健

障害を持って生活をしている人々の最大の不安は健康です。障害が治らないとすれば、これ以上に障害が重くならないように、また病気の再発や二次障害が発生しないようにと常に願っています。

障害を持って健康に生きるには（加齢とともに機能の低下は避けられないとしても急激に進まないようにするには）、当然日常の健康管理が第一で、定期的な健康診査と共に基づく正しい食事、運動、休養、環境などについての助言が必要です。

大切なことは、障害者は歩き、作業し、また何も活動していない時でも、障害を持たない人の何倍も疲労するということを知っておくことです。疲労の積み重ねは機能を低下させ、老化を早めることになります。このため、機能訓練や生活の指導・助言は、科学に基づいた専門職による適切なものでなければなりません。

重い障害を持った在宅者や、労働に就いている人々の健康診査、管理は特に重要で、保健所、保険センターで障害の種類や状態によって訪問によるなどして適切に行えるよう配慮し、整備します。

②福祉機器、自助具などの考案、提供

在宅生活において保健活動に次いで重要なのが障害を補い、能力を最大限に引きだすことのできる機器や、介助者用の省力化の機器などで多数考案されています。これらは生活の能力をより高める以外に、質の高い、より豊かな生活をめざすために欠かせないものです。

工夫された食器、ボタンかけやファスナーをかけるのに便利な道具、ベッドなどの日常生活用具から、外出用の電動車いす、自動車の改造、安全で住み易い家屋など、障害に見合い、生活の実態にあわせたものが作られ、提供されます。これらの機器に関しては専門の工学士、作業療法士や自助具製作者によって本人の希望を十分に取り入れて作られます。これらの機器は生活のより身近なところでの提供が大切で、我が国において早くこの事のシステム、施設作り、技術者の養成が待たれるところです。

③外出の援助

移動困難な障害者（視覚傷害、肢体不自由など）に対する援助のあり方、ガイドヘルプ等。

④生活援助

独居の障害者、障害者のみの家族に対する日常の家事援助、ホームヘルプなど。

家庭への援助

①家族への保健活動

障害者と同居の家族、介護を行う家族の健康についての維持、管理の活動。

②家屋改造指導

障害者が同居でのよりよい生活、容易な生活を求めて、安全性と移動や介護の省力化につながる家屋の改造、このためには身体的、障害的、工学的、福祉等の専門職のチームによる対応を必要とします。

ことに、居室、便所、風呂、台所についての改造、家屋内の移動についての構造変更など、その人それぞれにあったものに作り上げていくことが大切となります。

③ホームヘルプ

④福祉機器、介助機器の提供

⑤デイサービス、ショートステイ



アルプスの山に車椅子で登って（スイス）

社会の資源作り

①地域リハビリテーションの拠点

市町村の中でリハビリテーションを展開するには、各種の分野を総合し、連携し、具体的に展開していく方針の決定等を行う中枢機関、拠点を必要とします。

これはその地域の特性によって決められるもので、身体障害者福祉センターB型であったり、デイサービスであったり、地域の総合福祉センターであったり、社会福祉協議会の一部門であったりと、特にこれと決める必要はありませんが、常に地域内の各種情報に通じ、他市町村、府県の関係機関と連携ができていなければなりません。また、ここには各種の専門家が駐在し、各種の福祉機器等の資料も整備されていることが望されます。

地域におけるケース会議、職員の研修の場としても利用され、また対象者のデイサービスセンターとしての技能を併せ持つと同時に、医療、福祉、保健、生活などの窓口としての利用も持つことで、より効果的に機能を果たすことができます。

②施設サービス

地域利用施設

- ・身体障害者福祉センターB型
- ・身体障害者デイサービスセンター
- 創作活動、軽作業、日常生活訓練、レクリエーション、趣味活動など、また入浴サービスや給食サービス等を行う施設 など



カナダの街などで



スイスの街などで



グループホームの玄関（カナダ）



ペルサイユ宮殿の内庭にて（フランス）



グループホームのメンバーと交歓会（中庭）

③住宅改造指導と障害者住宅の提供

安全で住みよい住宅についての指導、助言と、車いす者住宅等の公的住宅の提供

①ボランティア

ボランティアの研修とストック

⑤情報の収集と提供

⑥啓発事業

障害者を含む全ての市民の共に生きる社会についての合意形成への市民啓発事業

⑦保健事業

保健所、保健センター等における在宅障害者の保健指導や、検診事業、及び二次障害に対しての予防指導と介護する家族に対しての保健指導などの拠点

⑧福祉機器、介護機器の展示、助言

地域における拠点等を利用する

⑨その他

街づくり（環境）、文化、スポーツ、レクリエーション

（次回につづく）